

令和6年10月24日開会

第771回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

## < 目 次 >

- 議案第 1 号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例について（総務課）
- 議案第 2 号 むつ市教育研修センターの移転先の選定について（学校教育課）
- 議案第 3 号 令和 6 年度むつ市一般会計補正予算について（学校教育課）
- 議案第 4 号 令和 6 年度むつ市一般会計補正予算について（地域クラブ企画推進課）

## < 事務局からの報告事項 >

- 報告第 1 号 むつ市議会第 2 6 1 回定例会報告（総務課）
- 報告第 2 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第 3 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第 4 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第 5 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）
- 報告第 6 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）

## < その他 >

## 議案第1号

### むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の意見を求める。

令和6年10月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

令和7年4月1日から大畑小学校に正津川小学校を統合する事に伴い、正津川小学校の廃止について条文整備をするためのものである。

## むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

むつ市立学校設置条例（昭和39年むつ市条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則の表むつ市立正津川小学校の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第2号

### むつ市教育研修センターの移転先の選定について

むつ市教育研修センターの移転先を選定することについて、むつ市教育委員会事務委任規則第1条2号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和6年10月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

むつ市教育研修センターが老朽化していることから、児童生徒の安心・安全を担保するため、数年来移転を検討してきた。この度、東北カトリック学園並びにカトリック仙台司教区から旧田名部カトリック幼稚園の土地及び建物について当市に無償譲渡したいとの意向が表明されたため、むつ市教育研修センターの移転先として当該施設を候補地として準備を進めるものである。

## むつ市教育研修センターの移転について

### 1 移転スケジュール概要

むつ市教育研修センターを旧カトリック幼稚園に移転する。

#### ※参考

令和6年 8月19日 青森県私学審議会において、田名部カトリック幼稚園の廃止が決定

令和6年 9月 カトリック仙台司教区責任役員会において、当市への土地の無償譲渡について承認される

令和6年10月 学校法人東北カトリック学園理事会において、建物を無償譲渡する方向で進めることが了承された。

議案第3号

令和6年度むつ市一般会計補正予算案

令和6年度むつ市一般会計補正予算案を提出したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和6年10月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

児童生徒の文化、芸術、スポーツ活動において東北大会以上の大会参加に係る負担軽減のための大会派遣補助金にかかる費用を計上するものである。

## 令和6年度むつ市一般会計補正予算案（学校教育課分）

### 1 概要

10款：教育費、1項：教育総務費、3目：義務教育振興費

大事業10：むつ市子ども夢育成基金

むつ市子ども夢育成基金事業において、児童生徒の文化、芸術、スポーツ活動の一定以上の大会参加に対し交付を行っている、市教育振興事業費補助金について増額補正するものである。

### 2 補正予算案

3目 義務教育振興費、大事業10：むつ市子ども夢育成基金

18節 負担金補助及び交付金

4,500千円 → 6,640千円（補正後） 補正額2,140千円

内訳

大会派遣補助金 2,140千円



議案第4号

令和6年度むつ市一般会計補正予算案

令和6年度むつ市一般会計補正予算案を提出したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和6年10月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

中学校部活動の地域移行のためのクラブ運営に係る県委託金のほか、著名なスポーツ選手を招聘して教室等を実施する事業である下北Projectについて、その財源と費用を計上するものである。

## 令和6年度むつ市一般会計補正予算案（地域クラブ企画推進課分）

### 1 概要

青森県が行う中学校部活動の地域移行に向けた実証事業を受託し、その委託金を計上するものである。

また、市内の事業者から小中学生のスポーツ振興の原資として寄附があったことから、著名なスポーツ選手を招聘して教室等を実施する事業である下北Projectについて、その財源と費用を計上するものである。

### 2 補正予算案

#### ○歳入

16款 県支出金

3項 県委託金

7目 教育費県委託金

1節 教育費委託金            1,000千円 → 20,813千円（補正後）  
補正額19,813千円

18款 寄附金

1項 寄附金

2目 教育費寄附金

2節 教育費寄附金                            0円 → 2,000千円（補正後）  
補正額2,000千円

#### ○歳出

10款 教育費

4項 社会教育費

6目 地域文化・スポーツクラブ推進費

12節 委託料                            4,320千円 → 6,320千円（補正後）  
補正額2,000千円

むつ市議会第261回定例会報告

会期：8月22日（木）～9月19日（木）

1. 一般質問 9月4日（水）～6日（金）

**質問者 19番 佐賀英夫 議員**

**質問事項：2. 社会教育について**

(1) 毎年8月第1週の土曜日・日曜日は社会教育活動に向けるべき  
と考えるが、市の見解は

質問の要点：① 8月第1週の土曜日には大部分の子ども会での自主運行、日曜日には合同運行が実施されているが、この時期は他の各種行事と日程が重なり参加者の確保が困難なため、実施時期を調整できないか

**【答弁概略】**

**2. 社会教育について**

① 8月第1週の土曜日には大部分の子ども会での自主運行、日曜日には合同運行が実施されているが、この時期は他の各種行事と日程が重なり参加者の確保が困難なため、実施時期を調整できないか

大畑地区の子どもねぶたは大畑公民館の事業として実施していますが、共催者である大畑地区子ども会育成会連合会とも相談し、開催時期を決定しております。開催時期は各種スポーツイベント等が行われる時期でもありますが、参加者は限られることから子どもねぶたへの影響は少ない物と認識しています。

市では本年4月、「むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例」を施行し、当市に伝わる伝統行事及び民俗芸能を次世代に継承することにより地域への誇りと愛着を育み、希望に満ちた魅力ある地域社会の実現を目指しております。この条例に則り、関係団体、市民の皆様及び事業者の皆様の御理解と御協力を賜りながら、教育委員会としても伝統行事等の環境整備と必要な支援に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

**質問者 10番 村中浩明 議員**

**質問事項：2. 斗南藩史跡について**

(3) 斗南藩の史料館について

質問の要点：② 斗南藩の史料館について検討できないか。

**【答弁概略】**

## 1. 斗南藩史跡について

### ② 斗南藩の史料館について検討できないか。

当市は、今から150年以上前に斗南藩の藩庁が置かれた地であり、その歴史と先人達が当地に残された偉功を後世に伝えることは、教育委員会としても大変重要であると認識しております。

また、当市には、斗南藩に関する資料の他、国や県の指定を受けた文化財が多数あることから、むつ市総合経営計画後期基本計画において、これらを展示・活用するための歴史民俗資料館の設置を課題として掲げ、財源も含め調査・研究を続けているところでございます。

教育委員会といたしましては、この歴史民俗資料館の検討の中で、斗南藩に関する展示についても検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

### 質問者 7番 住吉年広 議員

#### 質問事項：1. 不登校対策としての睡眠教育の導入について

(1) 当市の小中学校の睡眠教育についてはどのように認識されているのか

(2) 当市において児童生徒の健やかな成長を支援するために、睡眠教育を導入するべきと考えるが、教育長の見解を伺う

質問の要点：① 睡眠教育の大切さを各学校で理解してもらい、取組を行ってほしい。

② 睡眠教育の大切さについて広く市民に知ってほしい。

#### 【答弁概略】

##### 1. 不登校対策としての睡眠教育の導入について

① 睡眠教育の大切さを各学校で理解してもらい、取組を行ってほしい。

学習指導要領では、保健の学習において、健康を保持増進するために、良質な睡眠をとることが大切であることなど睡眠に関する内容を学習するほか、学級活動等においても、基本的な生活習慣の形成について取り扱うことが明記されており、当市においても全ての小・中学校において指導を行っております。

また、不登校児童生徒の支援におきましても、睡眠を含めた生活習慣の指導は必要不可欠であると認識しており、各学校やむつ市教育相談室では、睡眠の指導を含め、自らの生活を見つめ直すことにより規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、働きかけをしております。不登校の要因につきましては、多様かつ複数の要因が重なり合っていることが多いことから、生活習慣の改善を促すとともに、一人一人が抱える問題を見出し、その解決へ向け支援に努めております。

② 睡眠教育の大切さについて広く市民に知ってほしい。

市内各小・中学校では、その実態に合わせた取組が展開されており、「ノーメディアデー」と題し、スマートフォンやゲームに触れる時間を少なくする取組。

「健康ウィーク」と題し、継続的に就寝時間や起床時間など自身の生活について記録し、健康的な生活を送ることができるようにする取組、また一人一人に手帳

を配付し、一日の生活を振り返る時間を設定し、自身の生活習慣について自律的に考えさせる取組なども行われております。教育委員会といたしましては、児童生徒の健やかな成長を促すため、これらの効果的な取組を引き続き支援するとともに、家庭との情報共有を図り、睡眠の大切さについて理解が深められるよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

**(再質問) 平成29年度から令和4年度の不登校児童生徒の推移及び不登校発生率の状況は。**

不登校児童生徒の人数の推移は、平成29年度71名、平成30年度72名、令和元年度63名、令和2年度75名、令和3年度79名、令和4年度96名となっております。いわゆるコロナ後の人数が大幅に増加しておりますが、全国の不登校発生率と比較すると、当市の発生率は低くなっており、児童生徒一人一人に丁寧に支援にあたっている教職員の努力の結果が表れていると認識しております。

**(再質問) 学校教育プランの不登校減少アクションプランにおいて、取組が書かれているが、具体的な取組を紹介してほしい。**

各学校では定期的に家庭訪問や電話連絡等を行い、学校と児童生徒、家庭とのつながりをしっかりと保ち、深めていくような取組をしております。また、新たな不登校を生まないために、魅力ある学校づくりを目指し、そのために楽しくわかる授業の構築等に努めていただいております。

また、今年度新たな取組として、不登校のお子さんをお持ちの保護者の方々と、関係諸機関が一堂に介する場を設け、その研修により関わる者すべてが手を携えて、不登校の子どもたちを支援する態勢の強化に努めております。併せて、これまでも実施しておりますが、子どもたちと保護者が一緒に活動する行事等の充実に努めております。また、関係機関等と関わりを持たずにいる子が一定数おりますことから、私どもは、メタバースを活用した取組をすでに試験的に対応しておりますが、10月からは本格的に試行する準備を進めております。

**質問者 12番 佐藤広政 議員**

**質問事項：2. 教育行政について**

(1) 特別な配慮を必要とする児童生徒の支援について伺う

**質問の要点：① 特別な配慮を必要とする児童生徒について、教育委員会や学校はどのような指導をしているのか。**

② 保護者はどこに相談すればよいのか。

**【答弁概略】**

**2. 教育行政について**

① 特別な配慮を必要とする児童生徒について、教育委員会や学校はどのような指導をしているのか。

## ② 保護者はどこに相談すればよいのか。

特別支援教育は、すべてのこどもが個々のニーズに応じた教育を受ける権利を持つという考えを基本理念としております。この理念に基づき、教育委員会では、児童生徒それぞれに対し、障がいの種類、程度及び個別の教育的ニーズに応じた適切な教育の場を提供できるように体制を整えております。具体的には、「通常学級で特別な支援を受けながら学習する」「通常学級で学習しつつ通級指導教室へ通う」「特別支援学級で学習する」「特別支援学校で学習する」という4つの学びの場を用意しており、特に、小学校への入学に際しましては、将来を見据えた長期的な視点を持ちながら、保護者の皆様と共に複数回の面談や専門的検査を実施して最適な選択を検討しております。

入学後におきましては、教員は、児童生徒の日常における様々な状況を丁寧に観察し、その中で何にどの程度困っているかといういわゆる「困り感」を適切に把握した上できめ細かな指導に努めております。教育、生活、心理面など多角的な視点から適切な教育的支援を行うため、特別支援教育コーディネーターが中心となる校内支援会議の定期的な開催、個別の支援計画等の策定により、支援体制の充実を図るとともに、日常的な情報共有に基づく教育的ニーズに応じた適切な支援・指導に努めております。さらには、スクールカウンセラー、スクールサポーター等を学校へ配置し、児童生徒や保護者への支援の充実を図っております。近年では、インクルーシブ教育の推進により、通常学級内での支援も増加しており、タブレット端末を活用し、自分のペースで学習できる環境の整備も進めております。また、授業のユニバーサルデザイン化を校内研修に取り入れ、障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが学びの充実感を得るために授業改善を重ねている学校もございます。一例としては、掲示、音、目に入る人の動きなど、集中の妨げになる教室内の刺激をある程度制限し、それによって、授業に集中させるような工夫などがあります。

こうした取組により、一部の学校に限らず、すべての学校が個別のニーズに対応しておりますので、御心配事がございましたら、通学している学校や教育委員会に御相談いただければと思います。

### **(再質問) 判断基準や相談等は、どこで受付けているのか、また、インクルーシブ教育の一環としての位置づけは**

通常学級以外の場での学習に際しましては、むつ市特別支援教育推進委員会において、専門的な検査結果を基に話し合いが行われ、保護者の意向を可能な限り尊重しながら、決定しております。そのため、御心配事がございましたら、通学している学校や教育委員会に御相談いただければと思います。また、障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが共に学ぶことがインクルーシブ教育であり、そのため、共に学べる環境を整えることが重要だと認識しております。市内各小・中学校では、このようなインクルーシブ教育の考えを根底に置き、教育活動が展開されております。具体的には、特別支援学級に在籍する児童生徒が、必要な支援を受けながら、そのこどもの特性やニーズに応じて、一部の教科等を通常学級で共に学習することが日常的に行われております。また、言葉の発達等を支援す

る「ことばの教室」が第二田名部小学校に設置されており、現在は、他の小学校からも含めて12名の児童が学習を行っております。

**質問者 13番 東 健 而 議員**

**質問事項：1. 選挙の投票行動について**

**(1) 主権者教育について**

**質問の要点：① 学校で主権者教育がどのように行われているか伺う。**

**【答弁概略】**

**1. 選挙の投票行動について**

**① 学校で主権者教育がどのように行われているか伺う。**

各学校において、政治的中立を保ちながら社会の一員としての自覚を育む指導が児童生徒の発達段階に即して行われております。社会科では、現実社会について判断する際に必要な「個人の尊厳」「民主主義」といった概念を、多面的・多角的に考察したり、構想したりすること、社会的事象に継続的に関心を持ち続けること、情報発信者の意図などに留意して情報を収集すること、などの資質・能力の育成に努めております。具体的には、小学校第6学年社会で選挙の在り方について学習し、中学校では歴史的分野との関連を図りながら、第3学年において公民的分野で学習しております。

また、児童生徒にとって一番身近な社会は学校であり、学校生活の充実と向上を図ることを目指して、学級や学校におけるより良い生活づくりへの参画や、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事における勤労生産・奉仕的行事など、特別活動における多様な集団活動において、児童生徒自らによる自治的活動を充実させることでも、主権者としての意識を涵養しております。各学校ではその他、「特別の教科道徳」や「総合的な学習の時間」など、全ての教科等相互の横のつながりの中でも、主権者として求められる力の育成に努めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

**2. 議案審議 9月10日（火）**

**教育委員会関係**

議案第66号 令和6年度むつ市一般会計補正予算  
コミュニティ助成事業補助金を計上。

**⇒9月10日（火） 原案可決**

### 3. 所管事務調査 9月10日(火)

#### 総務教育常任委員会

#### 調査事項:「むつ☆かつ」の現状報告と今後の課題

##### 【背景】

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)

- ・部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保証できるよう地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ、生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間(※)として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

##### ※改革推進期間

令和4年6月「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(スポーツ庁)」及び同年8月「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(文化庁)」では、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間としていた。

##### 【経緯】

- ◎令和元年9月 中学校部活動連絡協議会(むつ市教育委員会)  
中学校の部活動の現状及び課題を踏まえ、中学生にとって望ましい部活動の在り方について検討する。
- ◎令和2年4月 むつ市中学校部活動の指針の策定  
部活動指導員の導入、外部指導者の保険加入について
- ◎令和4年5月 中学校における休日の部活動の在り方についての検討会議
- ◎令和4年10月 地域文化・スポーツクラブ設立準備室(教育委員会内)
- ◎令和5年3月 むつ市地域文化・スポーツクラブ設立総会  
(愛称:むつ☆かつ)
- ◎令和5年4月 むつ市地域文化・スポーツクラブ運営開始

##### 【組織体制】 ※令和6年度

- ◎事務局:地域クラブ企画推進課

(職員:8名、会計年度事務補助員:2名、会計年度クラブマネージャー:11名)

##### ※クラブマネージャー

当課配属の会計年度任用職員で、むつ☆かつの個々のクラブの庶務を担う。  
(日々の活動における指導者の支援、指導者のシフト調整、大会参加手続き等)

##### ◎クラブと登録者

文化クラブ 10クラブ、生徒299人、指導者77人

スポーツクラブ 7クラブ、生徒217人、指導者59人



## 【クラブの運営】

### ◎活動日時（通常時）

○平日：月、火、木、金

（夏季17：00～18：20、冬季17：00～18：00）

○週末：土（9：00～12：00）

### ◎活動場所

○文化クラブ：下北文化会館、海と森ふれあい体験館

○スポーツクラブ：むつ運動公園（陸上競技、ソフトボール）

田名部中学校（サッカー、柔道、剣道）

川内中学校、大畑中学校（陸上競技）

近川中学校、脇野沢中学校（バドミントン）

スイミングアローズむつ（水泳）

※雨天時等

克雪ドーム、むつマエダアリーナ、むつ中学校、大平中学校等

○送迎バスの運行（各中学校と活動場所の間）

### ◎費用等

○利用者負担

・会費1,000円（1クラブにつき）/月

・遠征費用（宿泊費、交通費）

・スポーツの個人登録料

○その他

・むつ市就学援助費の支給対象者は会費免除

・県中体連、東北大会以上は教育委員会の補助金あり

・大会参加料はむつ☆かつ負担

### ◎運営費の状況

令和5年度決算

収入 129,077,765円（市負担金126,059,000円、会費2,212,000円）

支出 99,360,652円（謝金・費用弁償8,173,286円、使用料等9,243,350、委託料46,777,932円）

令和6年度予算

収入 185,823,000円（市負担金148,235,000円、会費6,800,000円、前年度繰越金29,682,146円）

支出 185,823,000円（謝金・費用弁償34,842,000円、使用料等12,006,000、委託料80,450,000円）

## 【今後の計画】

◎令和7年度に向けて

現在も学校部活動として行われているスポーツについて、地域移行の準備をしている。

- ・野球 (5校：田名部、むつ、大平、大湊、大畑)
- ・バスケットボール (3校：田名部、むつ、大畑)
- ・バレーボール (3校：田名部、大平、大畑)
- ・卓球 (4校：田名部、むつ、大平、大湊)
- ・ソフトテニス (4校：田名部、むつ、大平、川内)
- ・スキー (1校：大湊)

## 【課題等】

### ◎生徒、保護者関係

- ①事務局（市担当課）では、人数が多くなるほど生徒の人物像を把握しきれない。
- ②トラブル（生徒間、保護者間等）について、当クラブで対応しなければならないが、今後、どの程度までそれが可能であるか懸念される。
- ③特にスポーツにおいて「勝ちたい、極めたい」という考えと「楽しみたい」という考えが混在しており、両方に対応していくことが難しい。

### ◎費用関係

- ①バス委託料が、R5年度決算で約4,400万円、R6年度予算で約6,800万円と経費の大半を占める。
- ②クラブ会費は1人月額1,000円として、学校部活動における概ねの負担額に準じた金額設定をしているが、学校部活動ではPTA会費等からの支援があったことも勘案して、受益者負担をどこまで求めるべきかを検討する必要がある。

### ◎組織体制

- ①指導者の確保と資質の向上、役割の明確化が課題となっている。
- ②スポーツにおいて地域クラブとしての設立要件が競技ごとに決められているが、指導資格や審判資格を保有することが厳格化されており、指導者の確保が更に難しくなっている。
- ③将来的な運営主体をどのように構築するか。

### ◎その他

- ①活動場所を集約しなければならないが、生徒の移動を考慮するとむつ地区の中心部に限られるため、場所の確保が困難になっている。（むつ☆かつ以外の地域クラブや中学生以外のスポーツ団体との兼ね合いも考慮しなければならない。）
- ②天気の急変、熱中症警戒アラートの発表などにおいて、生徒との日常の接点が無いことから、活動場所の変更や活動の休止に柔軟に対応することが難しい。
- ③各種スポーツ大会の運営において、これまでは、学校部活動であったこと

により、顧問の教員が協会等に属して、大会運営等がされてきた経緯がある。今後、学校から部活動が離れた場合、そうした人材が減少していき、大会や団体等の運営の担い手不足が懸念される。

◎生徒、保護者の声

- ①R5年10月実施のアンケートにおいて、生徒、保護者ともに8割以上から「満足している」旨の回答が得られているが、「活動時間が短い」との声もある。
- ②不登校傾向の生徒にとって、むつ☆かつへの参加が生活する上での、また、学校登校へのモチベーションにつながっている例もある。



## 報告第2号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

(仮称)むつ市防災食育センター建設工事費について、工事の増額変更に対応できるよう、余裕を持った工事請負費を当初予算計上していたところであるが、その充当財源である旧合併特例事業債の有効活用を図るため、余裕分の一部を財源とともに減額し、他部局事業を増額する補正予算を市長専決にて行うことから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第16号

臨時代理書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年10月1日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

## 令和6年度むつ市一般会計補正予算（市長専決）（教育委員会総務課分）

### 1 概要

（仮称）むつ市防災食育センター建設工事費は、昨今の著しい物価変動を鑑み、増額変更が発生しても対応できるよう、余裕を持った工事請負費を当初予算計上していたところである。その余裕分の財源として旧合併特例事業債（以降、合併債という）を充当していたが、非常に有利な起債（※注）である合併債が、今年度末に発行期限を迎えるため、むつ市としてこれを年度内に最大限有効活用するという政策上の決定がなされた。

合併債は自治体ごとに発行上限額が決まっていることから、予算上で上限額を超えることはできず、合併債を活用した事業を新たに予算措置するためには、既に合併債が充当されている事業の予算を減額する必要がある。

以上のことを踏まえ、他部局において事業費を増額補正するにあたり、防災食育センター建設工事費の余裕分の一部（工事進捗に伴い、減額しても支障が無いと判断できた額内）を減額補正することとなったものである。

なお、当該補正予算は、増額する他部局工事のスケジュールを鑑み市長専決により予算措置し、12月議会において議会報告がなされる。

（※注）旧合併特例事業債は、現行、市町村合併後20年間に渡り発行可能であり、事業費の95%に充当でき、後年度に支払が生じる元利償還金のうち、70%が地方交付税により措置される。

### 2 補正予算案

歳出見積額 合計：△69,384千円

内訳

工事請負費 本体建設工事費 △69,384千円

歳入見積額 合計：△69,384千円

起債 旧合併特例事業債 △65,800千円

一般財源 △3,584千円





## 報告第3号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

旧合併特例事業債を充当しているトイレ洋式化工事の入札残を活用して、市立第一田名部小学校駐車場整備工事を実施するにあたり、年度内の完成に向け十分な工期を確保するためには、工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第17号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年10月1日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

## 1 事業概要

市立第一田名部小学校には駐車場が無く、送迎時など保護者の車はグラウンドに駐車されている。各種行事や日常の送迎に加え、災害時に避難所となりうる施設の環境整備を図るため、現在利用されていないプールを駐車場として整備するものである。

※旧合併特例事業債が今年度末で発行期限となることから、これを最大限活用するため、トイレ洋式化工事の執行残を流用し今年度内に施工するものである。

## 2 工事場所

市立第一田名部小学校（プール）

## 3 事業スケジュール

令和6年	10月中～下旬	工事契約に係る事務依頼
令和6年	11月上～中旬	指名競争入札、契約締結
契約締結後	～ 令和7年3月末	工事期間

## 4 事業費

工事請負費 63,000千円

（設計施工とし、測量等業務も工事請負費に含む）

財源：旧合併特例事業債 59,800千円

一般財源 3,200千円



## 報告第4号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

旧合併特例事業債を充当しているトイレ洋式化工事の入札残を活用して、市立田名部中学校駐輪場設置工事を実施するにあたり、年度内の完成に向け十分な工期を確保するためには、工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第18号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年10月1日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

## 1 事業概要

田名部中学校には自転車用のラックが無く、グラウンドの防草シート上に並べて停めているだけのため、強風時には自転車が連鎖的に倒れ、これを原因とした本体の故障も発生している。この状況を解消するため、現在の駐輪場をアスファルト舗装し、自転車用スチールラックを設置する工事を行うものである。

※旧合併特例事業債が今年度末で発行期限となることから、これを最大限活用するため、トイレ洋式化工事の執行残を流用し今年度内に施工するものである。

## 2 工事場所

田名部中学校グラウンド

## 3 事業スケジュール

令和6年	10月中～下旬	工事契約に係る事務依頼
令和6年	11月上～中旬	指名競争入札、契約締結
契約締結後	～ 令和7年3月末	工事期間

## 4 事業費

工事請負費	23,000千円
-------	----------

財源：旧合併特例事業債	21,800千円
-------------	----------

一般財源	1,200千円
------	---------





## 報告第5号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

旧合併特例事業債を充当しているトイレ洋式化工事の入札残を活用して、市立大平中学校グラウンド照明設置工事を実施するにあたり、年度内の完成に向け十分な工期を確保するためには、工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第19号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年10月1日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

## 1 事業概要

大平中学校グラウンドには夜間照明が整備されていないことから、学校活動や地域クラブ活動時における安全性の向上を図るとともに、避難施設として受入環境改善にも寄与することから、野球用及びソフトボール用の屋外照明を整備するものである。

※旧合併特例事業債が今年度末で発行期限となることから、これを最大限活用するため、トイレ洋式化工事の執行残を流用し今年度内に施工するものである。

## 2 工事場所

大平中学校グラウンド

## 3 事業スケジュール

令和6年	10月中～下旬	工事契約に係る事務依頼
令和6年	11月上～中旬	指名競争入札、契約締結
契約締結後	～ 令和7年3月末	工事期間

## 4 事業費

工事請負費	22,000千円
-------	----------

財源：旧合併特例事業債	20,900千円
-------------	----------

一般財源	1,100千円
------	---------



## 報告第6号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和6年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

経年劣化した市内小中学校の校務用パソコンを更新し、年末稼働までに契約手続き及び納品を完了する必要があることから、臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第20号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年10月10日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

1 取得する財産

物品 ノートパソコン等

品 名	数 量
ノートパソコン (ソフトウェア含む)	110台

1 事業スケジュール

令和6年	10月10日	購入依頼
令和6年	10月中旬	入札、契約
令和6年	10月24日	教育委員会会議
令和6年	12月末	納品完了・セッティング・運用開始

3 予算

事業費 17,364千円

財 源 一般財源 17,364千円

積算額 17,026千円

4 取得の目的 経年劣化した市内小中学校の校務用パソコンを  
更新するため。

5 契約の方法 指名競争入札